

令和7年度特別の教育課程の届出書
令和6年度特別の教育課程実施報告書

【 記 載 要 領 】



限定公開動画URL及び二次元コード

(公開期間 令和6年12月24日～令和7年2月8日)

https://youtu.be/2_Jgguzakte



【主な変更点について】

- ①「障害」を「障がい」と表記します（県が新たに作成する公文書等において）。

【引き続き注意が必要なところ】

- ① 交流学級で学ぶ時間（P5）は、原則として週の授業時数の半分以上にならないように設定します。

第2特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

参考資料：令和4年4月27日付け4文科発第375号

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」

令和6年12月

中 南 教 育 事 務 所

目 次

特別支援学級における教育課程編成について	1
I 教育課程の編成に当たっての一般的留意事項	4
II 内容に関する事項	
・ 特別支援学級における特別の教育課程の届出書（小・中）	4
・ 特別支援学級における特別の教育課程実施報告書（小・中）	5
・ 通級による指導に係る特別の教育課程の届出書及び終了報告書 ...	6
・ 教育課程の変更について（小・中）	6
・ その他（参考資料）	7
III 様式について	
・ 特別支援学級における特別の教育課程の届出書（小・中）	8
・ 特別支援学級における特別の教育課程実施報告書（小・中）	1 6
・ 通級による指導に係る特別の教育課程の届出書（小・中）	1 7
・ 通級による指導終了報告書（小・中）	1 8

特別支援学級における教育課程編成について

中南教育事務所

～はじめに～

特別支援学級は、小学校又は中学校の学級の1つであり、通常の学級と同様、学習指導要領の第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。ただし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によって通常の学級の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではない場合があることから、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。【学校教育法施行規則第138条を参考に】

検討の手順①

特別の教育課程を編成

※本頁では「特別の教科 道徳」を「道徳科」として表記しています。

- ㉔→「自立活動」の時間を設定する。
※自立活動の設定例（教科等の一部を充てる、帯時間で設定するなど）
①→小・中学校学習指導要領に示されている当該学年の各教科の目標や内容で実施
※指導方法を工夫する。

検討の手順②

障がいの種類や程度に応じて

- ㉔→「自立活動」の時間を設定する。
②→①が困難な場合、各教科の目標及び内容の一部又は全部を下学年の目標及び内容に替えて実施
※下学年の目標及び内容に替える場合は、事後措置、引継ぎ、進路、保護者への情報共有等を含めて慎重に対応する。
※小学校では、目標及び内容が2つの学年で示されている教科がある。
※中学校では、学年ごとに目標及び内容が示されていない教科が多い。
※外国語活動は小学校に準ずる。なお、外国語科には、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れて指導することができる。

重複も含めて知的障がいがある場合

※愛護手帳等の確認

→愛護手帳を取得していない児童生徒にとって、下学年の内容や知的特別支援学校の各教科の内容で教育課程を編成する際は、保護者と十分話し合った上で編成する。

検討の手順③

- ㉔→「自立活動」の時間を設定する。
③→ A：各教科の目標及び内容の一部又は全部を特別支援学校（知的）の各教科の目標及び内容の一部又は全部に替えて実施（教科ごと）
◆小学部各教科→6教科3段階：生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
※各教科以外：道徳科、特別活動、（外国語活動）、自立活動
◆中学部各教科→8教科（＋外国語）2段階（外国語は段階なし）：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、（外国語）
※各教科以外：道徳科・特別活動・総合的な学習の時間・自立活動
注1…小学部と小学校では、各教科の目標及び内容に大きな違いがある。
注2…特に必要がある場合を除き、通常は外国語活動、外国語、総合的な学習の時間は設ける。
注3…道徳科、特別活動については、小・中学校学習指導要領で示されている当該学年の内容に準じた指導が望ましい。
注4…中学部では2段階ができたことに注意する。
→ B：各教科等を合わせて実施
注1…「各教科等を合わせた指導」は必須のものではない。特に必要がある場合は、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導することができる。
例：遊びの指導（小）、日常生活の指導（小・中）、生活単元学習（小・中）、作業学習（中）。
注2…総合的な学習の時間は合わせて指導することができない。

○特別支援学級における特別の教育課程（第1章第4の2の(1)のイ）

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動**を取り入れること。【検討の手順①～③の㉔】
- (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を**下学年の教科の目標や内容に替えたり**【検討の手順②】、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う**特別支援学校の各教科に替えたりする**【検討の手順③】などして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による、「知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者」で、**特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童・生徒を対象とする学級**であるとともに、小・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

ただし、対象となる児童・生徒の障害の種類の種類や程度等によっては、障がいのない児童・生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、学校教育法施行規則第138条では、「小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における**特別支援学級に係る教育課程**については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定にかかわらず、**特別の教育課程によることができる。**」と規定している。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分の下に27項目を設けている。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために**必要な項目を選定して取り扱うものである**。よって、**児童一人ひとりに個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある**。

(イ)では、学級の実態や児童・生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障がい者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定した。これらの特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級は、小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す**各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある**。

○特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）P30

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては**外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう**。各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、第1章第4節の1の(1)に留意しながら、効果的に実施していくことができるようにカリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）していくことが必要である。

各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は、学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校において、「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において**特に必要があるときは、各教科、道徳**

科，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる」とされていることである。

○通級による指導における特別の教育課程（第1章第4の2の(1)のウ）

ウ 障害のある児童に対して，通級による指導を行い，特別の教育課程を編成する場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとする。その際，効果的な指導が行われるよう，各教科等と通級による指導との関連を図るなど，教師間の連携に努めるものとする。

通級による指導は，小学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童に対して，各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら，一部の授業について当該児童の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

通級による指導の対象となる者は，学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童（特別支援学級の児童を除く。）で，「言語障害者，自閉症者，情緒障害者，弱視者，難聴者，学習障害者，注意欠陥多動性障害者，肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者」である。

今回の改訂では，通級による指導を行い，特別の教育課程を編成する場合について，「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとする。」という規定が新たに加わった。

なお，「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176条）において，それまで「特に必要があるときは，障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が，単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など，通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは，障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と規定された。つまり，通級による指導の内容について，各教科の内容を取り扱う場合であっても，障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されたところである。

通級による指導に係る授業時数は，年間35単位時間から280単位時間までを標準としているほか，学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者については，年間10単位時間から280単位時間までを標準としている。

児童が在籍校以外の小学校又は特別支援学校の小学部において特別の指導を受ける場合には，当該児童が在籍する小学校の校長は，これら他校で受けた指導を，特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（同規則第141条）。このように児童が他校において指導を受ける場合には，当該児童が在籍する小学校の校長は，当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で，教育課程を編成するとともに，定期的に情報交換を行うなど，学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成，実施，評価，改善を行っていく必要がある。なお，公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（平成29年3月）により，通級による指導のための基礎定数が新設され，指導体制の充実が図られている。

令和7年度特別の教育課程の届出書及び 令和6年度特別の教育課程実施報告書の記載要領

中南教育事務所

I 教育課程の編成に当たっての一般的留意事項

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。（学習指導要領）

- 1 A4判（1ページごと片面）で作成し、市町村教育委員会に提出する。
※市町村教育委員会は、中南教育事務所へ1部提出をお願いします。
（コピー可。写印等は不要。）
- 2 届出書及び実施報告書の提出期限は、市町村教育委員会の定める日とする。
- 3 記載年月日は、市町村教育委員会から各学校に連絡のあった日とする。
- 4 記載の詳細については、所管の市町村教育委員会からの指示に従う。

II 内容に関する事項

特別支援学級における特別の教育課程の届出書（小・中学校）

- 1 学級の在籍状況について
 - (1) 「学級の種別」の欄には、在籍する児童生徒の障害の種類を記載する。
 - (2) 障がいを併せ有する場合には、各市町村教育支援員会等の資料に基づき、備考欄に重複する障がい名を記入する。
 - (3) 愛護手帳（療育手帳）を有する場合は、備考欄に記入する。（例：愛護手帳B）
- 2 年間授業時数について
 - (1) 「学年別等の時数」の欄には、学年、発達の段階、指導の段階等の別によって授業を行う場合は、それぞれの時数を記載する。※次頁記載上の注意事項参照
 - (2) 「総合的な学習の時間」は、名称も記載する。
- 3 教育課程の各教科等及びその概要について
 - (1) 「各教科等」の欄には、学級で指導する教育内容の区分について記載する。その際、各教科等を合わせた形態で指導を行うなど、指導内容の分類と指導の形態が異なる場合は、その関係が理解できるように補足する。必要により、図又は表を用いてもよい。
 - (2) 「各教科等」とは、各教科等を合わせた指導、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動を含むものとする。

【補足】「各教科等を合わせた指導」とは、知的障がいのある児童生徒の実態に応じて、各教科等の内容を生活に関連する実際の活動の中で総合的に取り扱う指導の形態のことである。この際の「各教科」とは、特別支援学校（知的障がい）における教科のことで、小学部には社会や理科、家庭、外国語が教科として設定されていないが特別支援学級は教科として設定できることに注意する必要がある。

- (3) 「概要」の留意事項の欄には、指導上の区分などを記載する。
- (4) 「交流学級の学習活動への参加」の欄には、特別支援学級の児童生徒を通常の学級の学習活動に定期的に参加させる場合について、その人数、内容及び時間数を記載する。

記載上の注意事項

□全般

小・中学校学習指導要領または特別支援学校学習指導要領を参考とすること。

□年間授業時数

年間授業時数は指導上の区分により記載する。様式に示された欄は削除せず、実施しない場合は斜線、合わせた指導で行う場合は、欄の中に※１と表示して備考欄に次のように記載する。例：「※１：生活（特）は生活単元学習の中で行う」

□特別の教科道徳

小・中学校の特別支援学級で行われる道徳は、「特別の教科 道徳」の時間を設定して行うことを基本とする。

【理由】

- ・道徳教育は、「特別の教科 道徳」の時間を要として学校の教育活動全体において、児童生徒一人ひとりの道徳性を養うものである。
- ・特別の教科道徳の内容に関する事項は、全ての内容項目について扱わなければならない。

□交流学級での履修

各教科等の履修を、交流学級で行う場合は、通常のエ育課程との整合性をもたせる。

原則として、交流学級で学ぶ時間は、週の授業時数の半分以上で設定する。

□自立活動

自立活動は、6区分27項目の中からそれぞれ必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定する。

（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章第3の1）

特別支援学級における特別の教育課程実施報告書（小・中学校）

1 A4判（1ページごと片面）で作成し、市町村教育委員会に提出する。

※市町村教育委員会は、中南教育事務所へ1部提出をお願いします。

（コピー可。写印等は不要。）

2 「教育課程の編成と実施に対する成果と課題」について

（1）「ア 教育内容の編成について」の欄には、届出書の「6 教育課程の各教科等及びその概要（2）概要」の欄に関わる成果と課題について記載する。

（2）「イ 指導計画の作成と実施について」の欄には、届出書の「5 年間授業時数」に関わる成果と課題について記載する。

（3）「ウ 交流学級の学習への参加について」の欄には、届出書の「6 教育課程の各教科等及びその概要（3）交流学級の学習活動への参加」の欄に関わる成果と課題について記載する。

（4）「[付]学級編制の状況について」の欄には、児童生徒の在籍状況、特別支援学級全般に関わる成果と課題について記載する。

通級による指導に係る特別の教育課程の届出書及び 終了報告書の記載要領

中南教育事務所

I 一般的留意事項

学習指導要領による教育課程の編成を行う。

- 1 A4判（1ページごと片面）で作成し、市町村教育委員会に提出する。
※市町村教育委員会は、中南教育事務所へ1部提出をお願いします。
（コピー可。写印等は不要。）
- 2 届出書及び終了報告書の提出期限は、市町村教育委員会の定める日とする。
- 3 記載年月日は、市町村教育委員会から各学校に連絡のあった日とする。
- 4 記載の詳細については、市町村教育委員会の指示に従う。

II 内容に関する事項

通級による指導に係る特別の教育課程の届出書（小・中学校）

- 1 通級による指導対象児童生徒の在学校の校長名で作成・提出する。
- 2 学級の在籍状況について
（1）「障がい種別」の欄には、市町村の教育支援委員会等の総合診断に基づいて、在籍する児童生徒の障がいの種類を○で囲む。
（2）重複障がいの場合、該当する障がい種全てに○を付ける。
※上記（1）、（2）について、障がい種名を記載しているケースも見られる。基本的には市町村教育委員会の定める様式に従う。
- 3 指導時間について
通級指導校において指導を受ける週当たりの日数及び単位時間数を記載する。
※例：週1回 1単位時間
※週単位時間数で記載することが困難な場合、年間時間数で記載する。
- 4 指導内容について
（1）在学学校分については、在学学校で指導を受ける教科等の週時数又は年間時数を記載する。
※通級指導校で指導を受ける時間数を年間時数で記載する場合は、在学学校分についても年間時数で記載する。（在籍校分と通級指導校分の表記を合わせる）
※在学学校分の年間時数と通級指導校の指導時間の合計が在学学校での一般の年間授業時数を超える場合、届出書の教育内容「通級指導校分」の欄の一番下に「○○時間は一般の教育課程に加えて行う。」と記載する。
（2）通級指導校分については、通級指導校で指導する教育内容について記載する。
なお、通級指導校分の「指導内容等」の欄は、当該通級指導校と協議し、記載する。

通級による指導終了報告書（小・中学校）

- 1 在学学校長名で作成・提出する。
- 2 通級による指導が終了した時点で作成・提出する。（提出先は、市町村教育委員会）

教育課程の変更について（小・中学校）

教育課程の届出書に記載した内容を変更（追加、訂正、削除）しなければならない時は、原則として教育課程の変更届を提出することになるが、市町村教育委員会と連絡を取り合った上で「差替え」等も考えられる。いずれの場合も、市町村教育委員会の指示に従うものとする。

その他

教育課程編成に当たっては、次に挙げる資料等を十分参考にすること。

- ・「小学校学習指導要領」 平成29年 3月告示 文部科学省
- ・「小学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年 7月 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領」 平成29年 3月告示 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年 7月 文部科学省
- ・「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」 平成29年 4月告示 文部科学省
- ・「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（小学部・中学部）」 平成30年 3月 文部科学省
- ・「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（小学部・中学部）」 平成30年 3月 文部科学省
- ・「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」 平成30年 3月 文部科学省
- ・「特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック～特別支援学級・通級指導教室・通常の学級～」 平成27年 3月 青森県教育委員会
- ・「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）」 平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長
- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」 令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」 令和4年4月27日付け文部科学省初等中等教育局長

メモ

(特別支援学級用)

〇〇〇〇〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇〇日

市
〇〇〇町 教育委員会教育長 殿
村

小
〇〇〇立〇〇〇 学校 校長 〇〇 〇〇
中 (公印省略) 印

特別支援学級における特別の教育課程の届出書

本校の特別支援学級 〇〇〇学級 にかかる令和〇〇年度の教育課程を下記のとおり編成したので、お届けします。

記

1 学級の種別 〇〇〇〇〇 (知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、弱視等)

2 学級の在籍状況

【小学校】

学年 障がい種別	1	2	3	4	5	6	備 考
計							

【中学校】

学年 障がい種別	1	2	3	備 考
計				

3 学級の教育目標

4 指導の重点及び教育課程編成の方針

(1) 指導の重点

(2) 教育課程編成の方針

5 年間授業時数

[〇〇〇立〇〇〇小学校]

学年別等の時数 各教科等		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
遊びの指導							
日常生活の指導							
生活単元学習							
教科別の指導	生 活 (特)						
	国 語						
	社 会						
	算 数						
	理 科						
	生 活						
	音 楽						
	図画工作						
	家 庭						
	体 育						
	外国語						
特別の教科 道徳							
外国語活動							
総合的な学習の時間 (名称：〇〇〇〇〇〇)							
特別活動	学級活動						
自立活動							
合 計							
備 考							

学年別等の時数 各教科等		1 年	2 年	3 年
日常生活の指導				
生活単元学習				
作業学習				
教科別の指導	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保健体育			
	技術・家庭 (職業・家庭)			
	外国語			
特別の教科 道徳				
総合的な学習の時間 (名称：〇〇〇〇〇〇)				
特別活動	学級活動			
自立活動				
合 計				
備 考				

6 教育課程の各教科等及びその概要

(1) 各教科等

[〇〇〇立〇〇〇小学校]

	指導内容の分類 (内容上の区分)	指導の形態 (指導上の区分)	
教育課程	各教科		各教科等を合わせた指導
		特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
	外国語活動	外国語活動	
	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間	
	特別活動 学級活動	学級活動 特別活動	
	自立活動	自立活動	
※指導に当たっての配慮事項を記入 【各教科等を合わせた指導の関連教科・領域】 ・ ・ ・			

指導内容の分類 (内容上の区分)		指導の形態 (指導上の区分)	
教育課程	各教科		各教科等を合わせた指導
			教科別の指導
特別の教科 道徳		特別の教科 道徳	
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	
特別活動	学級活動	学級活動	特別活動
自立活動		自立活動	
※指導に当たっての配慮事項を記入 【各教科等を合わせた指導の関連教科・領域】 ・ ・ ・			

(2) 概要

[〇〇〇立〇〇〇小学校]

各教科等	学年別の主な教育内容	主な教育内容	・指導上の区分 ・留意事項
		〇年	
国 語			
社 会			
算 数			
理 科			
生 活			
音 楽			
図画工作			
家 庭			
体 育			
外国語			
特別の教科 道徳			
外国語活動			
総合的な学習の時間 (名称：〇〇〇〇〇〇)			
特別活動	学級活動		
自立活動			

各教科等	学年別の主な教育内容	主な教育内容	・指導上の区分 ・留意事項
		〇年	
国 語			
社 会			
数 学			
理 科			
音 楽			
美 術			
保健体育			
技術・家庭 (職業・家庭)			
外国語			
特別の教科 道徳			
総合的な学習の時間 (名称：〇〇〇〇〇〇)			
特別活動	学級活動		
自立活動			

(3) 交流学級の学習活動への参加

[〇〇〇立〇〇〇小学校]

学年別の 年間時数		〇年	□年
各教科等	国 語		
	社 会		
	算 数		
	理 科		
	生 活		
	音 楽		
	図画工作		
	家 庭		
	体 育		
	外国語		
	特別の教科 道徳		
	外国語活動		
	総合的な学習の時間		
	特別活動		
	学級活動		
備 考			

[〇〇〇立〇〇〇中学校]

学年別の 年間時数		〇年	□年
各教科等	国 語		
	社 会		
	数 学		
	理 科		
	音 楽		
	美 術		
	保健体育		
	技術・家庭（職業・家庭）		
	外国語		
	特別の教科 道徳		
	総合的な学習の時間		
	特別活動		
	学級活動		
備 考			

(特別支援学級用)

〇〇〇〇〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇〇日

市
〇〇〇町 教育委員会教育長 殿
村

小
〇〇〇立〇〇〇 学校 校長 〇〇 〇〇 印
中 (公印省略)

特別支援学級における特別の教育課程実施報告書

本校の特別支援学級 〇〇〇学級（障がい種） にかかる令和〇〇年度の教育課程の実施状況を下記のとおり報告します。

記

教育課程の編成と実施に対する成果と課題

ア 教育内容の編成について

--

イ 指導計画の作成と実施について

--

ウ 交流学級の学習活動への参加について

--

[付]学級編制の状況について

--

(通級による指導用)

〇〇〇〇〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇〇日

市
〇〇〇町 教育委員会教育長 殿
村

小
〇〇〇立〇〇〇 学校 校長 〇〇 〇〇
中 (在学校) (公印省略)

印

通級による指導に係る特別の教育課程の届出書

通級による指導に係る特別の教育課程を下記のとおり編成したので、お届けします。

記

学 年	第 〇 学年	性 別		生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日											
ふりがな 氏 名			通級指導 校	〇〇〇立〇〇〇〇学校												
障がい種別	言語障がい 自閉症・情緒障がい 弱視 難聴 学習障がい ADHD 肢体不自由等															
指導時間	週〇〇回 〇〇単位時間															
指 導 内 容	在 学 校 分	各 教 科										特別の 教 科 道 徳	外国語 活 動	総合的 な学習 の時間	特別 活動	計
		教科 等	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育					
	週 時数															
	通 級 指 導 校 分	教科 等														
		週 時数														
【指導内容等】 1 指導方針 2 指導内容																

※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280時間以内、学習障がい及びADHDについては、年間10～280時間以内を標準としている。

※通級指導校分の「指導内容等」の欄は、当該通級指導校と協議し、記載すること。

(通級による指導用)

〇〇〇〇〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇〇日

市
〇〇〇町 教育委員会教育長 殿
村

小
〇〇〇立〇〇〇 学校 校長 〇〇 〇〇 印
中 (在学校) (公印省略)

通級による指導終了報告書

下記の児童生徒について、通級による指導が終了したので報告します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性 別	
		障がい種別	
生年月日		学 年	
ふりがな 保護者氏名			
通級指導校名			
終了年月日			